

# I . 事業概要

# 平成 17 年度厚生労働省看護職員確保対策特別事業 「産科医療機関等の助産師確保促進事業」 事業概要

## 1. 事業目的

産科診療所における助産師求人難を背景にして、産科診療所では医師が助産師以外の看護師等に助産を行わせていることが、保健師助産師看護師法違反であるとして問題となっている。本会は、母子にとって安心して安全な周産期医療体制を整備する上で、産科診療所等における助産師確保が不可欠であるため、厚生労働省国庫補助金による「産科医療機関等の助産師確保促進事業」を実施、助産師の産科診療所等への就業促進を図る。さらに将来、県ナースセンターが就業斡旋をする上でのモデルとなる事業とする。

## 2. 事業実施時期

平成 17 年 7 月～平成 18 年 3 月末

## 3. 事業内容

※青森県、東京都、京都府、岡山県、宮崎県の 5 都府県看護協会が実施する事業

- 1) 潜在助産師キャリア再開発研修  
潜在助産師、転職を考えている助産師に対して 5.5 日程度の研修を実施
- 2) 定年退職助産師の再就業促進研修  
定年退職助産師、退職を間近に控えている助産師に対して 2 日程度の研修を実施
- 3) 産科診療所等への助産師就業サポート事業  
「キャリア開発支援専門員」が、助産師及び産科診療所等に対し、就業調整・コンサルテーションを行い、就業促進と就業後の定着を支援  
「助産師確保促進連絡会」を設置し、キャリア開発支援専門員の活動を支援

※中央ナースセンター事業部が実施する事業

- 4) 潜在助産師・退職助産師の就業意向調査  
潜在助産師・退職助産師を把握し、希望する就業条件・就業環境等を明らかにするために、潜在助産師・退職助産師あわせて 1,000 名程度に調査を実施
- 5) 「産科医療機関等の助産師確保促進事業」報告書の作成